

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和4年第5回定例会

1 案件名

議案第51号 佐野市職員の育児休業等に関する条例の改正について

2 概要

- (1) 非常勤職員の子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和
- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
- (3) 育児休業の取得回数制限の緩和による規定の整備

3 理由、趣旨、目的、内容等

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示され、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い、所要の規定を整備する。

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子の1歳6か月到達日まで」に任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業しようとする場合には、「子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日まで」と緩和する。
- (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。(対象期間の上限を2歳到達日までとする場合についても同様)
- (3) 育児休業の取得回数制限の緩和により、「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再取得に係る規定を削除するとともに、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備する。

4 その他の事項

施行日 令和4年10月1日